

朝鮮人強制連行被害者補償立法の実現を求める要請

内閣総理大臣

菅 直人 様

2011年 月

【要請趣旨】

2010年は、日本が大韓帝国を強制併合して100年目に当たる年でした。1910年から1945年まで足かけ36年間続いた日本の植民地支配、そして日本の敗戦により植民地支配が終わり、66年もの年月が経過しましたが、植民地支配による加害の清算は未解決のままです。日本と朝鮮民主主義人民共和国の間には国交回復さえありません。

日本の司法は、戦後補償を求める裁判では日韓請求権協定を理由に請求を棄却しています。しかし、日本政府と関係企業は、強制労働・日本軍「慰安婦」・軍人軍属等いずれの強制連行被害者に対しても真相究明、謝罪、補償、歴史的事実を記録するという歴史的課題を解決していません。

戦後66年間、謝罪も補償もされず放置されてきた被害者の多くが亡くなり、生存者も高齢に達しており、残された時間は多くありません。まさに待ったなしの課題です。また、被害者の遺族も補償を求めて立ち上がっています。植民地支配による加害責任には時効はありません。過去清算は日本と朝鮮半島の未来のために必ず解決されなければならない課題です。

以上をふまえ、私たちは下記事項の実現を強く求めます。

【要請項目】

以下の内容を含んだ法律を制定すること

- 一、補償対象は、国家総動員法による労務動員計画及び国の関与によって朝鮮半島から強制動員され、強制労働させられた朝鮮人とその遺族とする
- 一、日本政府と関係企業が共同で出資して財団を設立し、補償金支給、未来事業を実施する
- 一、被害者認定を行うために、調査機関を設置するとともに、政府・企業に所蔵する関係資料等を提供することを義務づける

氏 名	住 所

【取り扱い団体】

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク (090-2466-5184 矢野)

住所：〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 全造船関東地協内